

「『いわて若者カフェ』企画・運営等業務」に関する質問・回答票

R 8 . 3 . 9

No.	資料 名称	該当 頁	該当 項目	質問内容	回 答
1	業務仕 様書	5	6(1) ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者カフェのレイアウト変更の場合など、備品の購入等も想定されるが、県と受託者の分担等はいかがか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書や業務仕様書上、あらかじめ明示されていないため、協議によることを基本とし、購入の主体については、購入するもの自体や購入を要する理由などに応じ検討する。 ・ なお、備品の登録、県内部の手続に時間を要することが想定される点には留意いただきたい。
2	業務仕 様書	5	6(1) ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 壁紙は変更してよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわて若者カフェが開設されている岩手県公会堂は、登録有形文化財であり、文化財としての価値の保存に十分な配慮が必要であるため、変更を希望する場合は、事前に若者女性協働推進室に相談されたい。 ・ 変更が認められるか否かは、具体の状況を踏まえ決定されること。
3	業務仕 様書	7	6(3) エ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携拠点への運営費33万円は、税込みか税抜きか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税込みである。
4	業務仕 様書	8	6(6) イ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者カフェや連携拠点がない地域について、例えば矢巾町、紫波町、滝沢市のようなところは該当するか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者カフェや連携拠点がない地域自体の厳密な定義はしないもの。 ・ 当該記載の趣旨は、若者カフェ等の取組の更なる波及につながるものを求めるものであることから、例えば移動を公共交通機関に頼らなければならないような学生が若者カフェや連携拠点にアクセスしやすくなるなど、企画提案書の記載やプレゼンテーションで考え方を説明していただきたい。
5	業務仕 様書	8	6(7)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年度は、令和7年度の業務仕様書に盛り込まれていた若者活躍情報誌の業務が含まれていないが、これまでに作成した情報誌を活用した企画の提案をすることは認められるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認められる。